

ご旅行条件書

(海外募集型企画旅行)

本条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面および同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。お申込みいただく前に、この条件書を必ずお読みください。

旅行企画・実施:



株式会社 阪急トラベルサポート

1. 募集型企画旅行契約

- (1)この旅行は、株式会社阪急トラベルサポート[観光庁長官登録旅行業第681号](以下、「当社」といいます。)が企画・募集し、実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下、「旅行契約」といいます。)を締結することになります。
- (2)当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊、その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるように手配し、旅程管理することを引き受けます。
- (3)旅行契約の内容・条件は、旅行パンフレット、ホームページ、本条件書、ご出発までのご案内、渡航手続関係書類、その他の案内書類(以下これらを総称して「パンフレット等」といいます。)、出発前にお渡しする確定書面(最終旅行日程表)並びに当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。

2. 旅行の申込みと契約の成立

- (1)当社、又は当社の受託営業所にて(以下「当社」といいます。)当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入の上、下記の申込金(旅行代金の全額又は一部)を添えてお申込みください。申込金は旅行代金、取消料又は違約料のそれぞれ一部又は全部として取り扱います。旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領したときに成立するものとします。「振り込み」の場合は、お客様の振り込み手続きが完了した時点で成立します。尚、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。
- (2)当社は、電話、郵便・ファクシミリ・インターネット、その他の通信手段による旅行契約の予約を受け付けることがあります。この場合、旅行契約は予約の時点では成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した後、当該通知に記載されている期日までに申込金(旅行代金の全額又は一部)を受領したときに成立するものとします。この期間内に申込金(旅行代金の全額又は一部)を提出されない場合は、予約はなかったものとして取り扱う場合があります。
- (3)当社では、団体・グループの場合のお申込みは、その代表者を契約責任者として、契約締結及び解除に関する一切の代理権を有している契約取引を行うことがあります。

【重要】お客様のローマ字氏名を旅行参加申込書に記入される際は、旅券(パスポート)に記載されている通りにご記入ください。間違えて記入された場合はお客様の交替の場合に準じて、第12項(1)のお客様の交替手数料(10,000円(税別))をお支払いいただきます。尚、運送・宿泊機関等の事情により、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除させていただく場合があります。この場合には第13項による所定の取消料をいただきます。

区分	申込金(お一人様)
旅行代金が150万円以上	400,000円
旅行代金が100万円～150万円未満	300,000円
旅行代金が50万円～100万円未満	200,000円
旅行代金が30万円～50万円未満	100,000円
旅行代金が15万円～30万円未満	60,000円
旅行代金が3万円～15万円未満	30,000円
旅行代金が3万円以下	旅行代金まで

3. 申込み条件

- (1)お申込み時点で、未成年の方は当社が別途定めた条件に該当する場合を除き、保護者の同意書の提出が必要です。
- (2)旅行開始時点で、15歳未満の方は特定のコース(小・中学生を対象とした語学研修ツアー等)に参加する場合を除き、当該参加者の保護者の同行が必要です。尚、保護者が同行できない場合は、特定コースを除き当該保護者が指定した16歳以上の方の同行が必要です。(当該同行者が未成年の場合は、前(1)が適用となります。)
- (3)特別の条件を定めた旅行については、性別・年齢・資格・技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申込みをお断りすることがあります。
- (4)心身に障がいのある方(耳の不自由な方、目の不自由な方、歩行が不自由な方、補助犬をお連れの方等)、現在健康を損なわれている方(血圧異常、心臓病、慢性疾患、食物アレルギー、動物アレルギー等)、妊娠中の方、その他特別な配慮を必要とされる方は、その旨を旅行お申込み時にお申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。お客様の状況及び旅行中に必要とされる措置については、あらかじめ当社よりお伺いさせていただきます。(旅行契約の成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。)尚、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様のご負担となります。当社は、現地事情や利用機関等の状況を踏まえて旅行が安全かつ円滑に実施するために、介助される方又は同伴される方の同行、公的機関や利用機関の求めによる医師の診断書や所定の書類の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とさせていただく場合があります。また、お客様からお申し出いただいた措置について手配ができない場合は、旅行契約のお申込みをお断りする、あるいは旅行契約を解除させていただく場合があります。
- (5)妊娠中の方をご参加される際、妊娠36週以降(出産予定日の4週間)の航空機搭乗及び出産予定日がはっきりしない場合は、利用機関に提示するための健康診断書をご提出いただきます。航空機搭乗が予定日の14日以内の場合は、産科医の同伴が必要となります。また、現地事情や公的機関、利用機関の状況により、旅行契約のお申込みをお断りする、あるいは旅行契約を解除させていただく場合があります。
- (6)お客様がご旅行中に疾病、傷病その他の事由により、医師の診断又は加療が必要と当社が判断する場合は、当社は旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただく場合があります。尚、これにかかる一切の費用はお客様のご負担となります。
- (7)お客様のご都合による別行動は原則としてできません。但し、コースにより別途条件でお受けすることがあります。また、お客様のご都合により旅行の行程から離脱される場合は、事前にその旨及び復帰の有無、復帰の予定日時等の連絡が必要です。
- (8)お客様がホテル、観光地等において指定された集合場所、集合時間に無連絡で集合せず、搜索する事態が生じた場合、当社は安全確保の観点から、ご同行者の有無にかかわらず、搜索活動のため各関係機関に必要な措置をとる場合があります。その場合、搜索にかかる費用はお客様負担となります。
- (9)お客様が旅券の盗難、紛失に遭われた場合、最寄りの在日本国大使館又は総領事館にて旅券の再発給が必要となります。その場合、再発給の手続きにかかわる諸経費(注)、日程変更によるホテル等の別手配費用等は全てお客様の負担となります(但し、当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)(注)大使館への再発給費用・警察、大使館同行のためのアシスタント代/交通費等
- (10)お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、お申込みをお断りすることがあります。
- (11)お客様が下記①～③の何れかに該当した場合は、お申込みをお断りすることがあります。

- ①お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められるとき。
- ②お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動もしくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- ③お客様が風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて当社の信用を毀損し、もしくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

(12)キャンセル待ちの取り扱いについての特約

当社は、お申込みいただいた旅行が、その時点で満席その他の理由で旅行契約を締結できない場合に、お客様の希望によりお客様と特約を結んで当社らがお客様と旅行契約を締結することができる状態になった時点で旅行契約を成立させる取り扱い(以下、「キャンセル待ちの取り扱い」といいます。)をすることがあります。

- ①お客様がキャンセル待ちの取り扱いを希望する場合、当社らは、お客様が当社からの回答をお待ちいただける期間について、確認した上で申込書と申込金相当額を申し受けます。この時点では旅行契約は成立しておらず、又当社らは将来に旅行契約が成立することをお約束するものではありません。
- ②当社らは、①の申込金相当額を預り金として保管し、お客様と旅行契約の締結が可能となった時点でお客様に旅行契約の締結を承諾した旨を通知するとともに預り金を申込金に充当します。
- ③旅行契約は、当社らが②により、旅行契約の締結を承諾した旨の通知がお客様に到達した時に成立するものとします。
- ④当社らは、お客様が当社からの回答をお待ちいただける期間内に旅行契約の締結を承諾できなかった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。
- ⑤当社らは、お客様が当社からの回答をお待ちいただける期間内で当社らが旅行契約の締結を承諾する旨を回答する前にお客様からキャンセル待ちの取り扱いを解除する旨のお申し出があった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。この場合、お客様からのキャンセル待ちの取り扱いを解除する旨のお申し出が取消料対象期間にあったときでも当社らは取消料をいただきません。

(13)その他、当社の業務上の都合があるときは、お申込みをお断りすることがあります。

4. 旅行契約書面と最終旅行日程表のお渡し

- (1)当社らは、お客様からの旅行お申込み後、速やかにお客様に旅行日程、旅行サービスの内容、その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡します。既にお申込み時点でこれらをお渡ししている場合はこの限りではありません。契約書面は、本条件書第1項(3)に記載の「パンフレット等」により構成されます。当社が旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲はパンフレット等に記載するところによります。
- (2)本項(1)のパンフレット等をお渡し後、当社は確定した集合場所等の旅行日程、利用運送機関及び宿泊機関等が記載された最終旅行日程表を旅行開始日の前日までににお渡します。(当社は旅行開始日の7日前頃には発送できるよう努力いたします。)但し、お申込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降の場合には、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。年末・年始やゴールデンウィーク等の特定時期出発のコースの一部では旅行開始日の間際にお渡しすることがあります。この場合でも旅行開始日の前日までににお渡します。尚、最終旅行日程表のお渡し前であっても、お客様からのお問い合わせがあった場合には、当社は手配状況についてご説明いたします。

5. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始の前日から起算してさかのぼって21日目に当たる日より前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に当たる日以降にお申込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までににお支払いいただきます。

6. お支払い対象旅行代金

「お支払い対象旅行代金」とは、募集広告又はパンフレット等に「旅行代金として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」をいいます。この合計金額は、第2項の「申込金」、第13項(1)の①の「取消料」、第13項(2)の①の「違約料」及び第23項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。

7. 追加代金と割引代金

- (1)第6項でいう「追加代金」は、以下の代金をいいます。(あらかじめ「旅行代金」の中に含めて表示した場合を除きます。)
 - ①お一人部屋を使用される場合の追加代金
 - ②パンフレット等で当社が「〇〇プラン」と称するホテル又は部屋のタイプのグレードアップのための追加代金
 - ③「食事なしプラン」等を基本とする場合の「食事つきプラン」等の追加代金
 - ④パンフレット等で当社が「延泊プラン」と称するホテルの宿泊延長のための追加代金
 - ⑤パンフレット等で当社が「ビジネス、ファーストクラス追加代金」と称する航空座席のクラス変更に要する追加代金
 - ⑥パンフレット等で「〇〇追加代金」と称するもの(ストレートチェックイン追加代金、当社が航空会社指定のご希望をお受けする旨をパンフレット等に記載した場合の追加代金等)
 - ⑦その他、お客様の希望により追加手配を行った場合の追加代金
- (2)第6項でいう「割引代金」は、以下の代金をいいます。(あらかじめ割引後の旅行代金を設定した場合を除きます。)
 - ①パンフレット等で当社が「トリプル割引」等と称し、1つの部屋に3人以上が宿泊することを条件に設定した場合の割引代金
 - ②その他、パンフレット等で「〇〇割引代金」と称するもの
- (3)特に注釈がない限り、子供代金は、旅行開始日当日を基準に満2才以上12才未満のお子様にも適用されます。幼児代金は、旅行開始日当日を基準に満2才未満で航空座席及び客室におけるベットの専用では使用しない方に適用します。

8. 旅行代金に含まれるもの

- (1)旅行日程に記載した航空機、船舶、鉄道、バス等利用運送機関の運賃・料金(等級の選択できるコースと特定の等級を利用するコースとがあり、パンフレット等に明示してあります。また、運送機関の課す付加運賃・料金・費用は、この運賃・料金に含まれておりません。)
- (2)旅行日程に記載した宿泊料金及び税・サービス料金(パンフレット等に特に記載がない限り、2人部屋に2人ずつの宿泊を基準とします。)尚、一部訪問国・都市において、現地にて徴収される税金等の諸費用は含まれておりません。
- (3)旅行日程に記載した食事料金及び税・サービス料金
- (4)旅行日程に記載した観光料金(ガイド料金・入場料金)

30. 海外安全情報・他について

渡航先(国又は地域)により、外務省「危険情報」「レベル1: 十分注意してください。」が発出されている場合は、案内書を同封しておりますのでご確認ください。また、危険情報の発出のいかに関わらず、渡航先(国又は地域)の治安・社会情勢等については、外務省「外務省海外安全ホームページ」<http://www.anzen.mofa.go.jp/> 等でご自身でご確認ください。旅行のお申込み後、ご出発までに旅行の目的地に「危険情報」「レベル2: 不要不急の渡航は止めてください。」以上が発出された場合は、当社は旅行契約の内容を変更、又は解除することがあります。尚、当社が安全に対し適切な措置がとられると判断して旅行を催行する場合があります。この場合にお客様が旅行を取りやめられるとお申し出があったときは、当社は所定の取消料をいただきます。また、出発後に「レベル2: 不要不急の渡航は止めてください。」以上の危険情報が発出された場合は、当社は旅行の催行を中止、又はコースを変更する場合があります。

31. その他

- (1)お客様が個人的な案内、買い物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用は、お客様にご負担いただきます。
- (2)お買い物についてのご注意
お客様の便宜をはかるため、土産物店にご案内することがありますが、ご購入に際しては、お客様ご自身の責任で購入していただきます。当社では、商品の交換や返品のお手伝いは致しかねますのでトラブルが生じないよう商品の確認、及び領収書の受け取り等必ず行ってください。
尚、ワシントン条約又は国内諸法令により日本へお持込みが禁止されている品物がございますので、ご購入には十分ご注意ください。また、諸外国での現地税関の都合、航空機の遅延等による乗継時間不足で免税手続きができない場合がありますが、その場合当社では責任を負いません。
- (3)当社は、いかなる場合でも旅行の再実施はいたしません。
- (4)お名前ローマ字記入のご注意
当社では、旅行契約時にお申し出のあったお名前でお客様が旅行サービスの提供を受けることができるよう手配を進めてまいります。ご契約でいただいたお名前とパスポート名が違う場合は、ご旅行に参加いただけないことがあります。お客様の責任において正確なお名前でご契約いただきます。出発間際に名前の訂正等のお申し出があった場合は、手配内容の変更にかかわる諸費用を申し受けれます。
- (5)マイルージサービスについて
当社の募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイルージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関するお問い合わせ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社へ行っていただきます。また、利用航空会社の変更によりお客様が受ける予定であった同サービスが受けられなくなった場合、当社は第19項(1)並びに第23項(1)の責任を負いません。
- (6)航空会社への受託手荷物当該航空便にて運搬されず、お手元に届くまでに時間を要する場合があります。その責任は航空会社の運送約款に基づくもので、当社では責任を負いません。
- (7)この条件書に定めのない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社へご請求ください。

《渡航手続代行条件書》

本条件書は、旅行業法12条の4に定める取引条件説明書面及び同法12条の5に定める契約書面の一部となります。

1. 渡航手続代行契約

- (1)当社又は当社の受託営業所にて(以下、「当社ら」といいます)、当社らと募集型企画旅行契約を締結されたお客様と渡航手続代行契約を締結します。
- (2)当社らはお客様の委託により、当社らは所定の渡航手続代行料金を申し受け、以下の書類作成、及びこれらに関する業務を行うことを引き受けれます。
 - ・旅券(パスポート)申請書類の作成
 - ・出入国記録証(E/Dカード)の作成
 - ・査証(ビザ)申請書の作成と申請代行
- (3)本条件書に定めのない事項は当社ら旅行業約款(渡航手続代行契約の部)によります。

2. 申込み

- (1)当社らの所定の申込書にご記入の上、お申込みいただきます。又契約は当社らが承諾し、申込書を受理したときに成立するものとします。
- (2)当社らは電話等の通信手段によるお申込みをお受けする場合があります。この場合、契約は当社らが契約の締結を受諾したときに成立します。
- (3)当社らは業務上の都合により、お申込みをお断りする場合があります。

3. 書類の提出

- (1)お客様は当社らが定める期日までに、必要な書類、資料等を当社らにご提出ください。

4. 渡航手続代行料等のお支払い

次の料金を当社らの所定の期日までにお支払いください。

- (1)当社らの所定の渡航手続代行料金を。
- (2)日本の官公署、在日公館等に支払う手数料、査証料、特定の手続代行業者に支払う委託料、その他の料金を。
- (3)郵送実費、交通実費、その他の費用が生じたときの当該費用。

5. 契約の解除

- (1)お客様の解除権
お客様はいつでも契約を解除することができます。
- (2)当社らの解除権
次の各々に該当する場合、当社らは渡航手続の代行契約を解除することがあります。
 - ・お客様と当社らとの旅行契約が解除されたとき
 - ・お客様が所定の期日までに渡航手続書類を提出されないとき
 - ・当社らがお客様に提出された渡航手続書類に不備があると認められたとき
 - ・お客様が第4項に規定する料金を期日までに支払われないとき
 - ・当社らの責に帰すべき理由によらず、お客様が旅券(パスポート)、査証(ビザ)、再入国許可又は各種証明書を取得できないか、その可能性が極めて大きいと当社らが認めるとき
- (3)当社らは、本項(1)、(2)により契約が解除されたときは、日本の官公署、在日公館等に既に支払った手数料、査証料、審査及び特定の手続代行業者に支払った委託料と当社らが既に行った業務にかかわる手続代行料金を申し受けれます。

6. 当社らの責任

- (1)当社らは、本契約の履行に当たって、当社らの故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を補償いたします。但し、損害発生の日から起算して6ヵ月以内に当社らに対して通知があった場合に限ります。
- (2)当社らは、本契約により、お客様が旅券等を取得できることや、関係国への出入国を許可されることを保証するものではありません。従って、当社らの責に帰すべき理由によらず、お客様が旅券(パスポート)等を取得できなかったり、関係国への出入国を許可されなかったとしても当社らはその責任を負いません。

7. 渡航手続代行料金

出入国記録書類(EDカード)の作成・旅券(パスポート)取得書類等の作成・査証(ビザ)取得書類等の作成とは別に下記の料金を申し受けれます。

- ※旅券印紙代、当該国の支払う査証(ビザ)料、審査料等
- ※査証(ビザ)、招聘状等の取得手続き等特定の手続代行業者に委託しなければならないときは、その委託料
- ※査証(ビザ)申請をすべき領事館等が遠隔地の場合、交通費及び郵送実費
- ※査証(ビザ)の手続きについては、すべて1ヵ国についての料金となります。
- ※お客様ご自身で手続きをされた場合、料金は不要です。

海外旅行保険ご加入のお勧め!

旅行中にお客様の身体又は財産等に損害が生じた場合、現地の国情、物価等の相違等により賠償すべき運送・宿泊機関等又は第三者の故意又は過失によりお客様が被られた損害を補償できない、傷害の治療費を支払えない、又は損害を受けた携行品の補償ができない場合があります。海外旅行保険は、そのような場合に備えてお客様ご自身の治療費及び携行品の損害補償等を担保することを目的としていますので、必ず加入されることをお勧めいたします。

空港諸税・燃油サーチャージについて

旅行代金には、空港諸税及び燃油サーチャージは含まれておりません。(パンフレット等で旅行代金に含んで表示した場合を除きます。)旅行代金とは別途、お支払いいただきます。お支払い方法は、下記のどちらかになりますが、各コース毎にご案内いたします。

- ①残金請求時に旅行代金と共に請求させていただきます(燃油サーチャージ込のツアーは除く)。
- ②最終旅行日程表にて確定金額をご案内いたします。事前又は出発当日空港係員にお支払いください。尚、燃油サーチャージは変動する場合があります。増額となった場合は追加徴収となり、減額となった場合は減額分を返金させていただきます。(航空燃油価格が一定価格に沈静化したと判断された場合は、燃油サーチャージは廃止されます。)

個人情報の取り扱いについて

当社は、「個人情報の保護に関する法律」並びに「当社個人情報保護方針」に基づき、お客様の個人情報を以下のようにお取り扱いし、保護に努めております。個人情報保護方針と個人情報の取り扱いについては、当社ホームページに掲載しています。

1. 当社の名称

株式会社阪急トラベルサポート

2. 個人情報保護管理者

株式会社阪急トラベルサポート管理本部 管理本部長

3. 利用目的

- (1)本人より書面等(ホームページや電子メール等によるものを含む。以下「書面」という。)に記載された個人情報を直接取得する場合の利用目的
 - ①お客様情報
 - a)お客様との連絡のため
 - b)運送・宿泊機関等が提供する旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のため
 - c)旅行に際しての諸手続き等のため
 - d)当社の旅行契約上の責任や事故時の費用を負担する保険の手続きのため
 - e)当社及び当社の提携する企業の商品やサービス、各種キャンペーンの案内のため
 - f)旅行参加後のご意見やご感想の提供のため
 - g)アンケートのお願いのため
 - h)特典サービスの提供のため
 - i)統計資料の作成のため
 - ②本人より書面以外で直接個人情報を取得する際の利用目的
 - ①お客様情報(通話記録)
お問い合わせ及び旅行の予約内容等を確認するうえで通話を記録するため

4. 第三者への提供

- (1)当社は、お申込みいただいた旅行サービスの手配及びそれらのサービス受領のための必要な範囲内、又は当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続きに必要な範囲内で、それら運送・宿泊機関、保険会社等及び手配代行者に対し、お客様の氏名、性別、年齢、住所、電話番号又はメールアドレス、パスポート番号、クレジットカード番号を電子的方法等で送付することにより提供いたします。
- (2)当社は旅行先でのお客様のお買物時の便宜のため、当社の保有する個人データを免税店・土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、パスポート番号及び搭乗される航空機便名等に係る個人データを、予め電子的方法等で送付することによって提供いたします。尚、これらの事業者への停止を希望される場合は、お申込み窓口へ出発前までにお申し出ください。当社は、上記に掲げる場合の他、次に掲げる場合を除き、お客様の個人情報を第三者に提供することはありません。
 - a)本人の同意がある場合
 - b)法令に基づく場合
 - c)人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合
 - d)公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合
 - e)国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
 - f)業務を円滑に遂行するため、利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報の取り扱いの全部又は一部を委託する場合尚、第三者提供が必要となった場合には、予めご本人の同意をいただきます。

5. 個人情報の委託

当社は事業運営上、お客様により良いサービスを提供するために業務の一部を外部に委託しています。業務委託先に対しては、個人情報を預けることとなります。この場合、個人情報を適切に取り扱っていることと認められる委託先を選定し、契約等において個人情報の適正管理・機密保持等によりお客様の個人情報漏洩防止に必要な事項を取決め、適切な管理を実施させます。

6. 任意性について

当該個人情報は上記利用目的達成のために必要であり、ご提供いただけない場合は上記利用目的を達成できず、各サービス等が適切な状態で提供できない場合があります。予めご了承ください。

7. 個人情報の開示について

- (1)個人情報の開示、利用目的の通知、追加・訂正・利用の停止・消去・削除及び第三者への提供の停止の求め先
 - a)開示等の求めについては、下記窓口にお申し出ください。
＜受付時間 平日9:30～17:30 土、日、祝日、年末年始はお休み＞
株式会社阪急トラベルサポート 総務部総務課 06-4795-5740

- (2)個人情報の取り扱いに関する苦情の受付窓口 上記(1)a)と同じ

【お願い】上記の窓口は、個人情報の取扱専用窓口となっております。ツアーやご予約に関するお問い合わせは、お送りしました封筒・パンフレット等に記載されておりますので、そちらにお問い合わせいただきますようお願いいたします。

8. 認定個人情報保護団体について

認定個人情報保護団体とは、個人情報保護法第37条に基づき主務大臣の認定を受けた団体で、対象個人情報の取り扱いに関する苦情処理、対象事業者への情報提供等を通じ個人情報の適正な取扱いの確保を目的とする団体です。[当社の商品・サービスに関する問い合わせ先ではございません]一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)個人情報保護苦情相談室
電話:03-5860-7565 フリーダイヤル:0120-700-779
◆当社の「個人情報保護方針」はホームページをご参照ください。

15. 旅行代金の払い戻し時期

- (1)当社は、第11項(2)、(3)、(4)の規定により旅行代金を減額した場合、又は第13項及び14項の規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合で、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあつては、解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあつては、パンフレット等に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻します。
- (2)本項(1)の規定は、第19項(当社の責任)又は第21項(お客様の責任)で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

16. 旅程管理

当社は、次に掲げる業務を行い、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力します。但し、当社がこれと異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。

- (1)お客様が旅行中、旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講じます。
- (2)本項(1)の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行います。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めます。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めるなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努めます。
- (3)当社は、旅行中のお客様が疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

17. 当社の指示

お客様は、旅行開始後旅行終了までの間において募集型企画旅行参加者として行動していただくときは、自由行動時間中を除き、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

18. 添乗員等の業務

- (1)添乗員同行の有無はパンフレット等に明示します。
- (2)添乗員の同行する旅行にあつては添乗員が、添乗員が同行しない旅行にあつては旅行先における現地係員が、旅行を安全かつ円滑に実施するための必要な業務及びその他当社が必要と認める業務の全部又は一部を行います。
- (3)添乗員が同行しない旅行にあつては、現地における当社の連絡先を最終旅行日程表に明示します。
- (4)添乗員、その他の者が本項の業務に従事する時間帯は、原則として8時から20時までとします。

19. 当社の責任

- (1)当社は、旅行契約の履行にあつて、当社又は当社が手配を代行させる者(以下、「手配代行者」といいます。)の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償します。
- (2)本項(1)の規定は、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りします。
- (3)お客様が次に例示するような当社又は当社の手配代行者が管理できない事由により損害を被られたときは、当社は本項(1)の責任を負いません。但し、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失が証明されたときは、この限りではありません。
 - ア. 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - イ. 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - ウ. 官公署の命令、外国の出入国規制又は伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、中止
 - エ. 自由行動中の事故
 - オ. 食中毒
 - カ. 盗難
 - キ. 運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更、又はこれらによって生じる旅行日程の変更、もしくは目的地滞り時間の短縮
 - ク. 運送・宿泊機関等の事故、火災又は第三者の故意又は過失によりお客様が被られた損害
- (4)手荷物について生じた本項(1)の損害については、損害発生の日から起算して21日以内に当社に対して通知があった場合に限り、その損害を賠償します。但し、損害額の如何にかかわらず、当社の賠償額はお一人につき15万円(当社に故意又は重過失がある場合を除く。)を限度とします。

20. 特別補償

- (1)当社は、当社が実施する募集型企画旅行に参加するお客様が旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を被られたときは、旅行業約款「特別補償規程」により、死亡補償金・後遺障がい補償金(限度額)として2,500万円、入院見舞金として入院日数により4万円～40万円又は通院見舞金として通院日数(3日以上)により2万円～10万円のいずれか高い方の金額、携行品に対する損害については損害賠償金(15万円を限度)(但し、1個又は1対についての補償限度は10万円)を支払います。但し、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨明示した場合に限り、「当該旅行参加中」とはいたしません。また、現金、クレジットカード、貴重品、薬品・化粧品・食料品等の消耗品、撮影済のフィルム、記録媒体に書かれた原稿等の補償はしません。
※事故による傷害治療費用、病気による死亡・治療費用、賠償責任、救援者費用等には一切適用されません。
- (2)お客様が旅行中に被られた損害が、お客様の故意、故意の法令違反行為、法令に違反するサービスの提供の受領、酒酔い運転、疾病、妊娠、出産、早産、流産等の他、募集型企画旅行に含まれない場合の自由行動中の山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)リュージュ、ポプスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。但し、これらの運動が旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。
- (3)当社が、本項(1)に基づく補償金支払義務と前項による損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときは、その金額の限度において補償金支払義務、損害賠償義務とも履行されたものとします。

21. お客様の責任

- (1)お客様の故意又は過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社の募集型企画旅行約款の規定を守らなかったことにより当社が損害を被った場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- (2)お客様は、当社から提供される情報を活用し、パンフレット等の契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- (3)お客様は、旅行開始後にパンフレット等に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに、添乗員、現地ガイド、現地手配会社、当該旅行サービス提供機関等何れかにその旨を申し出なければなりません。

22. オプションツアー

- (1)当社の企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を収受して実施する小旅行(以下、「オプションツアー」といいます。)のうち、当社が企画・実施するオプションツアーに対する第20項の特別補償の適用については、主たる旅行契約の一部として取り扱います。
- (2)当社以外の者が企画・実施する場合、契約は現地の法令・慣習に基づいて現地旅行社等が定めた旅行条件によって実施され、当社の旅行条件書(特別補償規程以外)は適用されません。当該オプションツアーの催行にかかわる企画・実施者の責任及びお客様の責任はすべて当該オプションツアーを催行する法人及び当該企画・実施者、現地旅行社、当社等の定めにより実施されます。

23. 旅程保証

- (1)当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合、次の①～③を除き、旅行代金に次表右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。但し、当該変更については当社に第19項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合は、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。
 - ①次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。但し、サービスの提供が行われているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足(オーバーブッキング)が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。
 - ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候・天災地変
 - イ. 戦乱
 - ウ. 暴動
 - エ. 官公署の命令
 - オ. 欠航、不通、休業等による運送・宿泊機関等のサービス提供の中止
 - カ. 遅延、運送スケジュールの変更等、当初の運行計画によらない運送サービスの提供
 - キ. 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置
 - ②第13項及び14項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分にかかわる変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。
 - ③パンフレット等に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は変更補償金を支払いません。
- (2)本項(1)の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金は、旅行代金に15%を乗じて得た額を上限とします。また、ひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。
- (3)当社は、お客様が同意された場合、金銭による変更補償金の支払いに替えて、同等価値以上の物品・サービスの提供をする場合があります。
- (4)当社が、本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について第19項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更にかかわる変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償金の額と旅行者が返還すべき変更補償金とを相殺した残額を支払います。

変更補償金の支払が必要となる変更	1件当たりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
①契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
②契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます)その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
③契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りします)	1.0%	2.0%
④契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0%	2.0%
⑦契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更(変更後の宿泊機関の等級が契約書面等に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)	1.0%	2.0%
⑧契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室条件の変更	1.0%	2.0%
⑨上記の①～⑧に掲げる変更のうち契約書面のツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

- 注1:「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。
- 注2:確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間、又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。
- 注3:第③号又は第④号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊機関の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。
- 注4:第④号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。
- 注5:第④号又は第⑦号若しくは第⑧号に掲げる変更が1乗車船等又は1泊の中で複数生じた場合であっても1乗車船等又は1泊につき1件として取り扱います。
- 注6:第⑦の宿泊機関の等級は、旅行契約締結の時点で契約書面に記載しているリスト又は当社の営業所に供しているリストによります。
- 注7:第⑨号に掲げる変更については、第①号から⑧号までの率を適用せず、第⑨号によります。

24. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件と旅行代金の基準日は別途お渡しするパンフレット等に明示した日となります。

25. 事故等のお申し出について

旅行中に事故等が生じた場合は、直ちに最終旅行日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

26. 海外旅行保険について

旅行中お客様の身体又は財産等に損害が生じた場合、現地の国情・物価等の相違等により賠償すべき運送・宿泊機関等又は第三者の故意又は過失によりお客様が被られた損害を補償できない、傷害の治療費を支払えない、又は損害を受けた携行品の補償ができない場合があります。海外旅行保険はそのような場合に備えてお客様ご自身の治療費及び損害補償等を担保することを目的としていますので、必ず加入されることをお勧めいたします。

27. 個人情報の取扱いについて

当社の個人情報保護方針及び個人情報の取扱いについては当社ホームページをご参照ください。

28. 旅券(パスポート)・査証(ビザ)について

ご自身の旅券(パスポート)が今回の旅行に有効かどうか、パンフレット等に記載の旅券の必要残存有効期限をご確認ください。有効な旅券をお持ちでない方は渡航手続きに従い、速やかにご自身で取得手続きを行ってください。渡航先が査証が必要な国の場合は、査証取得手続きの案内書を同封しておりますので、その手順に従い取得していただきます。尚、当社による団体査証取得の場合等の際は、別途渡航手続代行契約による渡航手続代行料等を申し受けます。尚、日本国籍以外の方は、ご自身にて自国の領事館、渡航先国の領事館、入国管理事務所にお問い合わせの上、ご自身にて再入国許可・査証等の手続きをお済ませください。

29. 保健衛生について

渡航先の衛生状況については、厚生労働省「検疫感染症情報」ホームページ <http://www.forth.go.jp> でご確認ください。

(5)航空機又は、現地での手荷物運搬料金

お一人様スーツケース1個の手荷物運搬料金(お一人様20kg以内が原則となっておりますが、クラス・方面によって異なりますので詳しくは係員にお尋ねください。但し航空会社の受託手荷物有料化に伴い、一部含まれない場合があります。)手荷物の運送は当該運送機関が行い、当社が運送機関に運送委託手続を代行するものです。また一部の空港、駅、港、ホテル等でポーターの人数が少ない場合やいない等の理由によりお客様自身で運搬していただくことがあります。(尚、一部コースにおいては、現地での手荷物運搬料金は含まれておりません。)

(6)団体行動中のチップ

(7)添乗員付きコースの場合は、添乗員が同行するために必要な諸費用

(8)その他「パンフレット等」で含まれる旨表示したもの

●上記諸費用は、お客様の都合により一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

(9)燃油サーチャージ込みのコースにおける燃油サーチャージ

航空会社により燃油サーチャージの増減又は廃止された場合でも旅行代金の変更はございません。

(10)空港諸税等込みのコースにおける空港諸税等

航空会社により空港諸税等の増減又は廃止された場合でも旅行代金の変更はございません。

9. 旅行代金に含まれないもの

第8項に記載したもの以外は旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示します。

(1)超過手荷物料金(各種運送機関で定めた重量・容量・個数を超えるもの)

(2)各航空会社により、設定される手荷物運搬料金、及び有料の機内食や飲み物代金等。

(3)一部訪問国・都市において、宿泊機関が現地にて宿泊者個々より徴収する税金等の諸費用

(4)クリーニング代、電報・電話料、ホテルのボーイ・メイド等に対するチップ、その他追加飲食費等個人的性質の諸費用及びこれに係る税・サービス料金

(5)旅行日程中の各国空港の旅客サービス施設使用料と空港税等これに類する諸税等(第8項(10)を除きます。)

(6)前項(5)における、有料化に伴う航空会社の定めた受託手荷物有料分及び一部コースにおける現地での手荷物運搬料金

(7)渡航手続関係諸費用(旅券印紙代、査証料、予防接種料金、出入国カード作成等に係る渡航手続取扱料金等)

(8)希望者のみ参加されるオプションツアー(別途料金の小旅行)の代金

(9)日本国内の空港旅客施設使用料及び旅客保安サービス料

(10)運送機関の課す付加運賃・料金・費用(第8項(9)を除く燃油サーチャージ等)

(11)日本国内におけるご自宅から発着空港等集合・解散地点までの交通費、手荷物運搬料金、及び旅行開始日の前日、旅行終了日当日等の宿泊費

(12)傷害・疾病に関する医療費等

(13)海外旅行保険料(任意保険)

(14)施設等が運行する送迎サービスに係る費用

(15)特別な配慮が必要な場合に講じた措置に要する費用

10. 旅行契約内容の変更

当社は、旅行契約締結後であっても天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容、その他の旅行契約の内容を変更することがあります。但し、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後に説明します。

11. 旅行代金の変更

当社は、旅行契約締結後であっても、次の場合は旅行代金を変更します。

(1)利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改定されたときは、その改定差額だけ旅行代金を変更します。但し、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様に通知します。

(2)第10項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。

(3)第10項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用(当該変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対しての取消料、違約料、その他既に支払い、又はこれから支払うべき費用を含む。)の減少又は増加が生じる場合には、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更(オーバーブッキング)の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。

(4)当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をパンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、パンフレット等に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

12. お客様の交替

(1)お客様は、当社の承諾を得た場合に限り、旅行契約上の地位を当該お客様が指定した第三者に譲渡することができます。(但し、コースにより又時期により当該交替を一切お受けできないことがあります。)この場合、当該お客様は第13項(1)の①に定めた取消料のお支払いに替え、当社に当該交替に要する手数料として交替を受ける当該お客様お一人あたり1万円(税別)をお支払いいただきます。(但し、取消料対象期間外の場合を除きます。また、既に航空券を発行している場合、別途再発券にかかわる費用を申し受ける場合があります。)

(2)旅行契約上の地位の譲渡の効力は本項(1)の承諾を得て、かつ所定の手数料が当社が受領したときに成立します。(但し、手数料不要の場合は承諾時)以後、旅行契約上の地位を譲り受けた第三者は、お客様の当該旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承するものとします。

(3)任意の海外旅行保険、旅行小切手等は別途契約のお申込みが必要です。

13. 旅行契約の解除・払い戻し---旅行開始前---

(1)お客様の解除権

①お客様は次に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。尚、次表でいう「旅行契約の解除期日」とは、当社らの営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただき、当社らが確認したときを基準とします。(お申し出の期日により取消料の額に差額が生じることもありますので、当社らの営業時間、連絡先等はお客様ご自身でもお申込み時点で必ずご確認をお願いします。)

(ア)◆日本を出国時又は入国時に航空機を利用する旅行契約の取消料(貸切航空機を利用するものを除く)

旅行契約の解除期日	取消料(お一人様)
①旅行開始日がピーク時のとき、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目に当たる日から31日目に当たる日まで(②～④に掲げる場合を除く)	旅行代金の10%
②旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日から3日目に当たる日まで(③・④に掲げる場合を除く)	旅行代金の20%
③旅行開始日の前々日以降(④に掲げる場合を除く)	旅行代金の50%
④旅行開始後の解除又は無連絡不参加	旅行代金の100%

注:「旅行開始後」とは、特別補償規程に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。「旅行開始後」の一例
※添乗員、当社社員、受付要員が受付を行う場合はその受付完了時。
※当社が受付を行わず、お客様が航空券をお持ちの場合は、お客様のみが入場できる飛行場内における手荷物の検査等の完了時。

注:「ピーク時」とは、旅行開始日が12/20～1/7まで、4/27～5/6まで、及び7/20～8/31までをいいます。

◆日本を出国時又は入国時に貸切航空機を利用する旅行契約の取消料

旅行契約の解除期日	取消料(お一人様)
①旅行開始日の前日から起算してさかのぼって90日目に当たる日以降の解除(②～④に掲げる場合を除く)	旅行代金の20%
②30日目に当たる日以降の解除(③・④に掲げる場合を除く)	旅行代金の50%
③20日目に当たる日以降の解除(④に掲げ場合を除く)	旅行代金の80%
④3日目に当たる日以降の解除又は無連絡不参加	旅行代金の100%

(イ)旅行日程中に3泊以上のクルーズ日程を含む旅行契約の場合は、別途お渡しする取消料規定(パンフレット等に明記する場合を含みます。)によります。

(ウ)日本国出入国時に船舶を利用するコースについては、当該船舶にかかわる取消料規定によります。

(エ)特定コースについては、別途お渡しするご旅行条件書又はパンフレット等の記載の旅行条件によります。

(オ)旅行日程中にLCCを含む航空会社の個人向け正規引運賃を利用する旅行契約の場合は、別途お渡しする取消料規定(パンフレット等に明記する場合を含みます。)によります。

②お客様は次に掲げる場合において、本項(1)の①の規定にかかわらず、旅行開始前に取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。

(ア)契約内容が変更されたとき、但し、その変更が第23項の別表左欄に掲げるもの、その他の重要なものである場合に限りです。

(イ)第11項(1)に基づき、旅行代金が増額改定されたとき。

(ウ)天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、その他の事由が生じた場合に、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

(エ)当社がお客様に対し第4項(2)に定める期日までに最終旅行日程表を交付しなかったとき。

(オ)当社の責に帰すべき事由によりパンフレット等に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき

③当社は本項(1)の①により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引いた額を払い戻します。取消料を申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また、本項(1)の②により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)全額を払い戻します。

④お客様の任意で旅行サービスの一部を受領しなかったとき、又は途中離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、当社は一切の払い戻しをいたしません。

⑤旅行契約の成立後にコース又は出発日を変更された場合も、上記取消料の対象となります。

⑥当社の責に帰さない各種ローンの取扱上の事由、その他渡航手続の事由で旅行契約が解除になる場合は上記取消料の対象となります。

(2)当社の解除権

①お客様が第5項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、旅行契約を解除することができます。この場合、本項(1)の①に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。

②次の各(ア)～(ク)に該当するときは、当社は旅行契約を解除することがあります。

(ア)お客様が当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能、その他の旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。

(イ)お客様が病気、あるいは必要な介助者の不在等の第3項(4)に記載した事由を含むその他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。

(ウ)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。

(エ)お客様が契約内容に関し、合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

(オ)お客様が第3項(11)の①～③の何れかに該当することが判明したとき。

(カ)お客様の数がパンフレット等に記載した最少催行人員に満たないとき。

この場合は、ピーク時に旅行を開始するものにあつては、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって33日目に当たる日より前までに、又はピーク時以外に旅行開始するものにあつては、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって23日目に当たる日より前までに旅行を中止する旨を通知します。

(キ)スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。

(ク)天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、パンフレット等に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

③当社は、本項(2)の①により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)から違約料を差し引いた額を払い戻します。また、本項(2)の②により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)全額を払い戻します。

14. 旅行契約の解除・払い戻し---旅行開始後---

(1)お客様の解除権

①お客様のご都合により旅行サービスの一部を受領しなかったとき、又は途中離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、当社は一切の払い戻しをいたしません。

②お客様の責に帰さない事由により、パンフレット等に記載した旅行サービスを受領できなくなったとき、又は当社がその旨を告げたときは、お客様は取消料を支払うことなく当該受領することができなくなった部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は旅行代金のうち当該受領することができなくなった部分に係る金額を払い戻します。但し、当該事由が当社の責に帰すべき事由によらない場合は、当該金額から当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他を既に支払い、又はこれから支払うべき費用に係る金額を差し引いたものを払い戻します。

(2)当社の解除権

①旅行開始後であっても、当社は次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。

(ア)お客様が病気、あるいは必要な介助者の不在等の第3項(4)に記載した事由を含むその他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。

(イ)お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等の指示に従わない等やこれらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

(ウ)お客様が第3項(11)の①～③の何れかに該当することが判明したとき。

(エ)天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であつて、旅行の継続が不可能となったとき。

②解除の効果及び払い戻し

当社が本項(2)の①により旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は将来に向かってのみ消滅します。お客様が既に受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。この場合において、当社は旅行代金のうち、お客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る費用から当社が当該旅行サービス提供者に既に支払い、又はこれから支払うべき取消料、違約料、その他の名目による費用を差し引いた額を払い戻します。

③旅行契約解除後の復路手配

本項(2)の①(ア)、(エ)より当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じて、お客様が出発地へ戻るために必要な手配をします。尚、これに要する一切の費用は、お客様の負担とします。